

用語の定義

(1) 同居者

同居者には次のものは含まない。

- ① 長期（概ね3か月以上）にわたって不在にしている者
 - ② 現在不在で不在期間が長期にわたることがわかっている者
- ただし、①、②の者で途中定期的に帰宅する者は同居者としている。

(2) 同居者の構成

父母と同居

- 父母又は父母ときょうだいのみ
 - 父母のみ＝調査対象児＋父＋母
 - 父母ときょうだいのみ＝調査対象児＋父＋母＋兄弟姉妹
- 父母と祖父母
 - 父母と母方の祖父母＝調査対象児＋父＋母＋母方の祖父母（＋兄弟姉妹）（＋その他の同居者）
 - 父母と父方の祖父母＝調査対象児＋父＋母＋父方の祖父母（＋兄弟姉妹）（＋その他の同居者）
 - 父母と両方の祖父母＝調査対象児＋父＋母＋母方及び父方の祖父母（＋兄弟姉妹）（＋その他の同居者）
- 父母とその他＝調査対象児＋父＋母＋その他の同居者（＋兄弟姉妹）

父又は母と同居

- 母のみ又は母ときょうだいのみ＝調査対象児＋母（＋兄弟姉妹）
- 母と祖父母等＝調査対象児＋母＋祖父母又はその他の同居者、又は両方（＋兄弟姉妹）
- 父のみ又は父ときょうだいのみ＝調査対象児＋父（＋兄弟姉妹）
- 父と祖父母等＝調査対象児＋父＋祖父母又はその他の同居者、又は両方（＋兄弟姉妹）

その他＝父とも母とも同居していない場合

(3) きょうだい数

調査対象児と同居している兄弟姉妹を合わせた数

調査対象児のみできょうだいがいない場合、1人としている。

調査対象児が双子の場合、他にきょうだいがいなければきょうだい数2人、三つ子の場合きょうだい数3人としている（調査対象に四つ子以上はいなかった。）。

(4) 就業状況

「有職」

勤め（常勤）、勤め（パート・アルバイト）、自営業・家業、内職、その他を合わせたもの
育児休業中等の休業を含む。

「勤め（常勤）」

事業所の所定労働時間を通じて勤務する者

「勤め（パート・アルバイト）」

同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者

「無職」

家事（専業）、無職、学生を合わせたもの

(5) ふだんの保育者

日常、時間の長短に関係なく、調査対象児を保育している者

(6) 睡眠時間

調査対象児の朝起きる時間、夜寝る時間の組合せから次のように算出した

| | 午後7時前に寝る | 午後7時台に寝る | 午後8時台に寝る | 午後9時台に寝る | 午後10時台に寝る | 午後11時以降に寝る | 寝る時間は不規則である |
|--------------|----------|----------|----------|----------|-----------|------------|-------------|
| 午前6時前に起きる | 10時間台 | 10時間台 | 9時間台 | 8時間台 | 8時間未満 | 8時間未満 | 不規則 |
| 午前6時台に起きる | 11時間以上 | 11時間以上 | 10時間台 | 9時間台 | 8時間台 | 8時間未満 | 不規則 |
| 午前7時台に起きる | 11時間以上 | 11時間以上 | 11時間以上 | 10時間台 | 9時間台 | 8時間未満 | 不規則 |
| 午前8時台に起きる | 11時間以上 | 11時間以上 | 11時間以上 | 11時間以上 | 10時間台 | 8時間台 | 不規則 |
| 午前9時台に起きる | 11時間以上 | 11時間以上 | 11時間以上 | 11時間以上 | 11時間以上 | 9時間台 | 不規則 |
| 午前10時以降に起きる | 11時間以上 | 11時間以上 | 11時間以上 | 11時間以上 | 11時間以上 | 10時間台 | 不規則 |
| 起きる時間は不規則である | 不規則 | 不規則 | 不規則 | 不規則 | 不規則 | 不規則 | 不規則 |

- 注：1) 「午前6時前に起きる」は、午前5時台（-1時間）の時間で睡眠時間を計算している。
2) 「午後11時以降に寝る」は、午前0時台（+1時間）の時間で睡眠時間を計算している。
3) 朝起きる時間または夜寝る時間のいずれかが「不詳」の場合は、睡眠時間「不詳」としている。
ただし、朝起きる時間または夜寝る時間のいずれかが「不規則」の場合は、睡眠時間「不規則」としている。